

札障第2123号
平成30年（2018年）8月1日

市内福祉型障害児入所施設 事業者各位
市内医療型障害児入所施設 事業者各位
市内障害児相談支援 事業者各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

札幌市障害児支援事業者等自己点検表の一部改正について

平素より本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

事業者の皆さまは、適切な障害福祉サービス等を提供するために、法令等に定められた人員、設備運営等に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。

この度、障害福祉サービスに係る報酬改定等に伴い、札幌市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱に定める障害児支援事業者等の自己点検表の一部改正を行いました。

事業者の皆さまには、利用者へ適切な障害福祉サービス等を提供するため、少なくとも年に1回以上自己点検作業の実施をお願いいたします。

なお、実地指導等の際には、自己点検表を提出頂きますのでよろしくをお願いいたします。

記

1 自己点検表

札幌市障害児支援事業者等自己点検表

（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援）

2 自己点検表の入手方法

自己点検表については、札幌市ホームページに掲載しております。

【札幌市ホームページ】自己点検表（障がい関係）

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html>

なお、【札幌市ホームページ】を閲覧できない場合は、下記担当まで問い合わせください。

【担当】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課（指導担当）

TEL : 011-211-2938 FAX : 011-218-5181
sidou@city.sapporo.jp